

介護予防相当・日常生活支援総合事業重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

〔電話〕 076-461-0022（月～金曜日、午前8：30～午後5：00）担当：清水利恵

◎ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. デイサービスいい茶家の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービスいい茶家
所在地	〒930-1363 富山県中新川郡砺津70番地
責任者	清水利恵
サービスの種類・事業所番号	介護予防相当通所介護 第1671600367
サービスを提供する地域	立山町・上市町・舟橋村
第三者評価の実施	なし

(2) 当事業所の職員体制

	人数	業務内容
管理者	1名（兼）	事業所の管理運営
生活相談員	1～2名	利用者・家族の相談等
機能訓練指導員	1名（兼）	身体機能の訓練等
看護師	1～2名（兼）	健康管理等
介護職員	3～5名	日常生活の支援等

(3) 当事業所の設備と概要

定員	15名	静養室	1室
サロン兼機能訓練スペース	74.4㎡	相談室	1室
浴室	1室	送迎車	3台
事務室	1室		

(4) 営業日・時間

月曜～金曜日（祝日も営業）

※土曜、日曜、盆8/14～16日、年末年始12/31～1/3日はお休みです

午前8：30～午後5：00※時間の対応については相談に応じる

3. 利用定員

1日の利用定員 15名

4. サービス内容

① 送迎自宅まで行います

② 食事 当事業所で独自で立てた献立表により、利用者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のための、離床して皆さんと食事を取っていただく事を原則としています。

③ 入浴入浴、清拭を行います。

④ トイレ介助 利用者の排泄の介助を行います。

⑤ 機能訓練 機能訓練指導員により、利用者の心身などの状況に応じて日常生活を送るに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

- ⑥ 生活相談 介護方法、情報提供などお気軽にご相談下さい。

5. 利用料金

- (1) 介護報酬告示額に基づいた利用料金は別紙を参照して下さい。
介護保険負担割合証の記載に準じます。給付の減額、または支払い方法の変更の措置がされている場合は、この限りではありません。
- (2) 支払い方法
毎月10日までに前月分の請求を致しますので、この日より7日以内にお払いください。お支払い頂きますと領収書に捺印いたします。
お支払い方法は、現金にてお支払いください。
- (3) 支給限度基準額を超えた場合は、超えた分は保険適用されず全額自己負担になります。

6. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
契約を結びましたらサービスの提供を開始します。
- (2) サービスの終了
 - ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で申し付けください。
 - ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足などでやむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
 - ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
(当事業所が、)
 - ・ 正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 守秘義務に反した場合
 - ・ 利用者、ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・ 当社が破産した場合
 - ・ 利用者は文書で解約を通知する事により、即座にサービスを終了する事ができます。
(利用者が、)
 - ・ サービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合
 - ・ 正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - ・ 入院もしくは病気などにより3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合
 - ・ 当事業所や当事業所の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ・ 文書で通知する事により、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7. 当事業所の特徴など

- (1) 運営の方針
 - ・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
 - ・ 家庭的な雰囲気の中で、自立した日常生活を営む事ができるよう支援します。
- (2) サービス利用にあたっての留意事項
 - ・ 送迎時間の連絡… 変更の場合は早めをお願いします。
 - ・ 体調確認… 体調不良時は無理なご利用はお控えください。
 - ・ 体調不良などによるサービスの中止、変更
利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご利用者にて提示して協議します。
 - ・ 食事のキャンセル… 早めに連絡してください。
 - ・ 時間変更… 早めに連絡してください。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) サービス提供にあつたて利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、当法人が加入している「(財)介護労働安定センター賠償責任保険」の範囲内で補填します。

10. 非常災害対策（火災・風水害・地震その他）

- ＜防災時の対応＞ 全利用者、全職員に知らせた後、所轄の消防署に連絡し、利用者の安全を第一に考えます。
- ＜防災設備＞ センターに内に消火器8本
- ＜防災訓練＞ 年に2回全職員にて避難訓練を行います。
- ＜防火責任者＞ 清水利恵

11. 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止と発見に努め、必要な体制の整備を行う。
2. 介護予防相当通所介護の提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

12. 身体拘束等の禁止

1. 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
3. 事業所は身体拘束の正当化を図るために必要な体制の整備を行う。

13. サービス内容に関する相談・苦情

利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、サービスに関する要望・苦情などに対して迅速に対応します。

施設名称/住所	受付時間	電話	担当者（窓口）
デイサービスいい茶家	月曜～金曜 8：30～17：00	076-461-0022	ご利用者相談苦情窓口 清水利恵
中新川郡広域行政事務組合 舟橋村国重242	平日 8：30～17：15	076-464-1316	(介護保険課)
舟橋村役場 舟橋村仏生寺55	平日 8：30～17：15	076-461-2221	(生活環境課)
舟橋村地域包括支援センター 舟橋村仏生寺55	平日 8：30～17：15	076-461-1847	
上市町役場 上市町湯上野1176番地	平日 8：30～17：15	076-472-1111	(福祉課) つるぎふれあい館1階

上市町地域包括支援センター	平日 8:30~17:15	076-473-2811	つるぎふれあい館1階
立山町役場 立山町前沢1169番地	平日 8:30~17:15	076-462-9958	(健康福祉課) 立山町元気交流ステーション3階
立山町地域包括支援センター	平日 8:30~17:15	076-462-9088	立山町元気交流ステーション3階
富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野字豆田995-3 (富山市町村会館内)	平日 9:00~17:00	076-431-9833	介護サービス 苦情処理(専門)
富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山市安住町5/21 サンシップとやま2階	平日 9:00~17:01	076-432-3280	社会福祉法人富山県社会福祉協議会内

14. その他

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 7年 月 日

事業者 特定非営利活動法人立山WAいいちゃ

所在地 富山県中新川郡立山町栃津70番地

事業所 デイサービスいい茶家

事業者番号 1671600367

説明者

氏名 清水 利恵 (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 (印)

代理人

住所

氏名 (印) 続柄 ()

理由 ()